

むら竹会 和洋女子大学同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、むら竹会 和洋女子大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 会誌、会報の発行
- (3) 会員相互の親睦及び母校の後援
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(会 員)

第4条 本会は、下記の会員で構成する。

- (1) 正会員 和洋女子大学及び和洋女子大学大学院、並びに旧和洋女子大学短期大学部、旧和洋女子短期大学、旧和洋女子専門学校の卒業生。
- (2) 準会員 和洋女子大学及び和洋女子大学大学院の在学生。
- (3) 特別会員 役員会において認めた次の者（イ）和洋女子大学及び和洋女子大学大学院の現教職員、（ロ）和洋女子大学、和洋女子大学大学院、和洋女子大学短期大学部、和洋女子短期大学の旧教職員、（ハ）本大学の卒業生でない者または中途退学者のうち功績をあげた者として、同窓会会員（10名以上）から役員会に推薦があった者。

(役員及び役員会)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員会の構成)

2. 会長並びに副会長をもって役員会を組織する。

(招 集)

3. 会長は、必要に応じて役員会を招集する。

(役員の選出)

第6条 本会の役員会において役員を選出し、総会の承認を得るものとする。

2. 会長は、役員の互選により選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は4年とし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐するとともに、本会活動の運営に当たる事務等を分掌することができる。

3. 役員は、和洋女子大学同期会幹事と必要に応じて連絡を取り、同窓会運営の協力を得ることができる。

(運営委員)

第9条 役員会のもとに、本会諸活動の運営を行うための運営委員会を置く。

2. 運営委員は、本会活動の運営に当たる事務等を分掌し、企画、広報活動のほか、書記、会計、庶務等を担当するとともに、本会の実施する行事に関わる運営事務を行う。
3. 役員は、運営委員を兼ねることができる。
4. 運営委員は運営委員会を構成し、委員長は委員の互選による。
5. 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
6. 運営委員に欠員が生じた場合は、運営委員会が後任を任命する。

(会計監査)

第10条 本会に会計監査を置く。

(1) 会計監査 2名

- (2) 会計監査は、本会の役員以外の者から役員会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (3) 会計監査は、会計を監査する。
- (4) 会計監査は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

(名誉会長及び顧問)

第11条 本会に名誉会長を置き、和洋女子大学長がそれにあたる。

2. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、本会及び和洋学園、旧財団法人むら竹会に功労のあった者とする。
3. 顧問は、重要な事項については会長の諮問に応じる。

(支部会)

第12条 本会のもとに各都道府県の支部会を置くことができる。

2. 各都道府県において支部会を設置した場合は、所在地及び規約、役員名簿、会員名簿等を本会に提出し、変更があった場合には、速やかに届け出るものとする。
3. 支部会の運営は、各支部会の定めによる。
4. 支部会の運営経費は、各支部の負担とする。但し、本会の会長が必要と認めた場合には、役員会の承認を得て本会から運営経費の一部を支出することができる。支出の詳細は別に定める。

(総会)

第13条 本会の定期総会は、年1回とする。

(会費及び会計)

第14条 本会の経費及び活動費は、正会員の年会費、準会員の入会金・年会費、特別会員の年会費及び寄付金等による。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 本会の会計決算は年度末から2カ月以内に行い、総会において承認を得る。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、千葉縣市川市国府台2丁目3番1号 和洋女子大学内に置く。

2. 事務局業務の総括責任者は、会長とする。

附 則

- 1 会則の変更は、総会において承認を受ける。
- 2 慶弔規定は、別に定める。
- 3 本会則は、平成 2 5 年 5 月 2 6 日より改正施行する。